

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和7年5月9日
国立大学法人 愛媛大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、実施計画を定め令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、実施計画を定め可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進した。

2. 環境配慮契約の締結状況

（1）電気の供給に係る契約

令和6年度においては、令和4年度に環境配慮契約方式（裾切り方式）による競争入札の結果、不調により随意契約を締結した電力需給契約に基づき、電気の供給を受けた。

（2）自動車の購入に係る契約

令和6年度においては、購入2件の契約について、入札等価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

（3）建築物の設計に係る契約

令和6年度においては、建築物の大規模改修に係る設計業務1件について、環境配慮型プロポーザル方式による入札を実施した。

（4）建築物の維持管理に関する契約

令和6年度においては、6件の契約を行い、環境配慮契約以外の最低価格

落札方式による入札を実施した。

(5) 産業廃棄物処理に係る契約

令和6年度においては、1件の契約を行い、環境配慮契約方式（裾切り方式）による競争入札で契約を締結した。

※ なお、船舶の調達及び省エネルギー改修事業については該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 令和7年3月4日に環境省主催でオンラインにて開催された「環境配慮契約法基本方針説明会」を学内に周知し、受講した。
- 教育研究施設の耐震改修と併せて、積極的に省エネ対策を含めた機能改修工事を計画的に進めているが、小規模（部分的）な省エネ対策等は、ESCO事業に適さないため、今後、エネルギー供給システム等の大規模な更新等が計画された場合には、ESCO事業で行う予定である。また、省エネ対策経費を毎年、一定額確保し、エネルギー効率の悪い機器類を順次、高効率器具に更新するなどの環境に配慮した工事契約を実施している。